

砥部町地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱

砥部町告示第 192 号

令和 3 年 9 月 22 日

(趣旨)

第 1 条 この告示は、高齢者福祉施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスの感染症拡大防止対策を推進する施設及び設備等の整備事業の実施により防災・感染防止体制の強化に資することを目的に、事業者が行う施設等整備事業に要する経費に対し、町が予算の範囲内で砥部町地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の対象事業)

第 2 条 この交付金の対象事業は、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施について」（平成 18 年 5 月 29 日老発第 0529001 号厚生労働省老健局長通知）の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」（以下「実施要綱」という。）第 2 の 1 の(1)の規定により砥部町が作成した防災・減災等事業整備計画に基づき、事業者が実施する施設整備事業（以下「交付対象事業」という。）とする。

(交付対象経費及び交付額等)

第 3 条 前条に規定する交付対象事業の対象経費及び交付額については、別表に定めるものとする。ただし、交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付金の対象外)

第 4 条 この交付金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用

(交付金の交付申請)

第 5 条 この交付金の交付を受けようとする事業者は、町長が別に定める日までに、砥部町地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて町長に提出するものとする。

(交付金の交付決定)

第 6 条 町長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付を必要と認めるときは、必要な条件を付して、交付金の交付を決定し、砥部町地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に

通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 前条の規定により交付金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、交付対象事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 町長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に納付させることがある。
- (2) 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (3) 交付対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- (4) この交付金に係る交付金の交付と交付対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配当分の補助金の交付を受けてはならない。
- (5) 交付対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、町長の承認を受けなければならない。
- (6) 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、町長の承認を受けなければならない。
- (7) 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難になった場合には、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。
- (8) 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに交付対象事業により取得し、又は効用が増加した単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで町長の承認を受けないでこの交付金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は破棄してはならない。
- (9) 交付対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税が 0 円の場合も含む。）は、砥部町地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税報告書（様式第 3 号）により遅くとも交付対象事業完了日の属する年度の翌々年度の 6 月 30 日までに町長に報告しなければならない。なお、交付決定者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税

の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を町長に返還しなければならない。

- (10) 交付決定者は、交付対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。ただし、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合には、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (11) 交付対象事業者が交付対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (12) 交付対象事業者が交付対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、町が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。

（変更承認申請書）

第8条 交付決定者は、交付対象事業について事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときはあらかじめ砥部町地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（中止及び廃止）

第9条 交付決定者は、交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ砥部町地域介護・福祉空間整備等施設整備事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、事業完了後1月以内又は交付対象事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、砥部町地域介護・福祉空間整備等施設整備事業交付金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（交付金額の確定）

第11条 町長は、実績報告書を受領したときには、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、そ

の旨を砥部町地域介護・福祉空間整備等施設整備事業交付金額確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付金の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、砥部町地域介護・福祉空間整備等施設整備事業交付金交付申請書（様式第8号。以下「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

（交付金の交付）

第13条 町長は、請求書の提出があったときは、速やかに交付金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に交付金が交付されているときは、町長はその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) この告示により町長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 正当な理由なく交付対象補助事業が予定の期間内に終了しないとき。
- (4) 交付対象事業の実施について不正の行為があったとき。
- (5) その他適正な交付対象事業の執行が見込めないと判断したとき。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第3条関係）

| 1 事業区分 | 2 対象施設 | 3 交付基準単価 | 4 交付基準額 | 5 対象経費 |
|--------------------------------|-------------------------------------|----------------------------|---|--|
| <p>認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業</p> | <p>認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能居宅介護事業所</p> | <p>7,730 千円の範囲で町長が認めた額</p> | <p>対象施設ごとに、別表5対象経費の欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない額を選定し、選定された額と交付基準単価7,730千円の範囲内で町長が認めた額を比較して少ない方を額を基準額とする。</p> | <p>砥部町が作成した防災・減災等事業整備計画に基づく認知症高齢者グループホーム等防災改修事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、町長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する経費であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負の2.6%に相当する額を限度とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> |

様式第1号（第5条関係）

砥部町地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付申請書

年 月 日

砥部町長 様

申請者
住所
事業主体名
代表者職氏名

砥部町地域介護・福祉空間整備等施設整備事業を下記のとおり実施したいので、砥部町地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱第5条の規定により、交付金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業区分 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業
- 2 事業計画書 別紙(1)のとおり
- 3 申請額算出内訳書 別紙(2)のとおり
- 4 収支予算書 別紙(3)のとおり

別紙(1) (様式第 1 号関係)

事業計画書

1 事業計画

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所 (利用) 定員
- (5) 開設年月日
- (6) 建物の竣工年月日
- (7) 事業内容 (改修の内容等を具体的に記載)

2 事業費内訳

- (1) 主体工事費
- (2) 工事事務費
- (3) 小 計
- (4) 対象外工事費
- (5) 合 計

3 財源内訳

- (1) 砥部町地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
- (2) 設置者負担金
(内訳) 自己資金
借入金
寄付金
- (3) その他
- (4) 合 計

4 施工計画

- (1) 契約予定年月日
- (2) 着工予定年月日
- (3) 竣工予定年月日

5 添付書類

- (1) 各階ごとに室名及び面積を明らかにした表
- (2) 配置図及び各階の平面図
- (3) 工事費目別明細書
- (4) 工事設計 (見積) 書

※ 複数施設の改修を行う場合は施設ごとに作成すること。

別紙(2) (様式第 1 号関係)

申請額算出内訳書

(単位：円)

| 施設名 | 設置主体 | 総事業費 A | 対象経費の実支 出予定額 B | 寄付金その他 の収入額 C | 差引額 D (A-C) | BとDを比較して 少ない方の額 E | 基準額 F | 交付金所要額 H |
|-----|------|-----------|-------------------|------------------|----------------|----------------------|----------|-------------|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | |

※ 施設ごとに作成すること。

※ 交付金所要額欄には、E欄とF欄比較して少ない方の額を記入すること。

別紙(3) (様式第1号関係)

収 支 予 算 書

1 収入の部

| 区 分 | 予 算 額 (円) | 摘 要 |
|-----|-----------|-----|
| | | |
| 計 | | |

(注) 交付金、自己資金等の財源ごとに記載すること。

2 支出の部

| 区 分 | 予 算 額 (円) | 摘 要 |
|-----|-----------|-----|
| | | |
| 計 | | |

(注) 交付対象として支出予定の科目ごとに記載すること。

様式第2号（第6条関係）

砥部町地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付決定通知書

第 号
年 月 日

住 所
事業主体名
代表者職氏名

砥部町長



年 月 日付けで申請のあった交付金の交付については、次のとおり決定したので、砥部町地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱第6条の規定により通知します。

| | |
|-----------------|-------------------------|
| 対 象 年 度 | 年度 |
| 事 業 区 分 | 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 |
| 交 付 対 象 金 額 | 円 |
| 交 付 金 交 付 決 定 額 | 円 |
| 交 付 条 件 | |

注 上記の交付決定に不服のある場合、この通知書受領の日から7日以内に文書で申請の取下げをすること。

様式第3号（第7条関係）

砥部町地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

年 月 日

砥部町長 様

申請者
住所
事業主体名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定を受けた砥部町地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、砥部町地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業区分 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業
- 2 施設の名称
- 3 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円也
- 4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（要交付金返還相当額）
金 円也
- 5 添付書類
記載内容を確認するための書類（確定申告の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付すること。

様式第4号（第8条関係）

砥部町地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金変更承認申請書

年 月 日

砥部町長 様

申請者
住所
事業主体名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定の通知があった標記事業を、下記のとおり変更したいので、砥部町地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて、その承認を申請します。

記

- 1 事業区分 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 交付金交付変更額

| | | |
|---------|---|----|
| 既交付決定額 | 金 | 円也 |
| 変更承認申請額 | 金 | 円也 |
| 差引増減額 | 金 | 円也 |
- 5 事業計画書 別紙(1)のとおり
- 6 申請額算出内訳書 別紙(2)のとおり
- 7 収支予算書 別紙(3)のとおり

※ 5～7は様式第1号に準ずるものとし、変更前、変更後が分かるように作成すること。

様式第5号（第9条関係）

砥部町地域介護・福祉空間整備等施設整備事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

砥部町長 様

申請者
住所
事業主体名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定の通知があった標記事業を中止（廃止）したいので、砥部町地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱第9条の規定により、その承認を申請します。

- 1 事業区分 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業
- 2 事業中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間（廃止の時期）

様式第6号（第10条関係）

砥部町地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実績報告書

年 月 日

砥部町長 様

申請者
住所
事業主体名
代表者職氏名

年 月 日付け、第 号で交付金交付決定の通知があった標記事業にかかる事業実績について、砥部町地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- | | |
|------------|-------------------------|
| 1 事業区分 | 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 |
| 2 事業実績報告書 | 別紙(4)のとおり |
| 3 精算額算出内訳書 | 別紙(5)のとおり |
| 4 収支決算書 | 別紙(6)のとおり |

別紙(4) (様式第 6 号関係)

事業実績報告書

1 事業実績

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所（利用）定員
- (5) 開設年月日
- (6) 建物の竣工年月日
- (7) 事業内容（改修の内容等を具体的に記載）

2 事業費内訳

- (1) 主体工事費
- (2) 工事事務費
- (3) 小 計
- (4) 対象外工事費
- (5) 合 計

3 財源内訳

- (1) 砥部町地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
- (2) 設置者負担金
 (内訳) 自己資金
 借入金
 寄付金
- (3) その他
- (4) 合 計

4 施工実績

- (1) 契約年月日
- (2) 着工年月日
- (3) 竣工年月日

5 添付書類

- (1) 工事完了を確認するに足りる検査済証等
- (2) 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- (3) 配置図及び各階平面図

- (4) 工事費費目別内訳書
- (5) 出来高調書の写し
- (6) 完成後の建物内外主要部分の写真

※ 複数施設の改修を行う場合は施設ごとに作成すること。

別紙(5) (様式第6号関係)

精算額算出内訳書

(単位：円)

| 施設名 | 設置主体 | 総事業費 A | 対象経費の実 支出額 B | 寄付金その他 の収入額 C | 差引額 D (A-C) | BとDを比較して 少ない方の額 E | 基準額 F | 交付金所要額 H | 交付金交付 決定額 I | 交付金受入 済額 J | 差引超過不足額 K (J-H) |
|-----|------|-----------|-----------------|------------------|----------------|----------------------|----------|-------------|----------------|---------------|--------------------|
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | |

※ 施設ごとに作成すること。

※ 交付金所要額欄には、E欄とF欄比較して少ない方の額を記入すること。

別紙(6) (様式第 6 号関係)

収 支 決 算 書

1 収入の部

| 区 分 | 決 算 額 (円) | 摘 要 |
|-----|-----------|-----|
| | | |
| 計 | | |

(注) 交付金、自己資金等の財源ごとに記載すること。

2 支出の部

| 区 分 | 決 算 額 (円) | 摘 要 |
|-----|-----------|-----|
| | | |
| 計 | | |

(注) 交付対象として支出した科目ごとに記載すること。

様式第7号（第11条関係）

砥部町地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金確定通知書

第 号
年 月 日

住 所
事業主体名
代表者職氏名

砥部町長



年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり交付金の額を確定したので、砥部町地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱第11条の規定により通知します。

| 対 象 年 度 | | 年 度 |
|------------------------------|-------------------------|-------------|
| 決定年月日・番号 | 当 初 | 年 月 日 ・ 第 号 |
| | 変 更 | 年 月 日 ・ 第 号 |
| 事 業 区 分 | 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 | |
| 交付対象金額 (A) (変 更 後) | 円 | |
| 交 付 決 定 額 (変 更 後) | 円 | |
| 確 定 額 (B) | 円 | |
| 交 付 率 (B) / (A) | % | |
| (交 付 決 定 額) - (確 定 額) | 円 | |

様式第 8 号 (第 12 条関係)

砥部町地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金請求書

年 月 日

砥部町長 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 ㊟

年 月 日付け 第 号で交付確定の通知があつた標記交付金について、砥部町地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

| | | | |
|----|---------|---|----|
| 内訳 | 交付確定通知額 | 金 | 円也 |
| | 今回請求額 | 金 | 円也 |